

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課→広報課

案件名	「藤枝市景観計画」(案)
「藤枝市景観計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	4 人
(2) 提出された意見の数	4 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	- 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	- 件
(3) 今後の参考とする意見	1 件
(4) 反映できない意見	- 件
(5) その他(質問含む)	3 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
	別紙のとおり		

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	藤枝市景観計画
----	-------------------------

意見公表場所	都市政策課・行政情報コーナー・岡部支所、文化センター、各市立公民館・地区交流センター・市ホームページ
--------	--

担当課	藤枝市 都市建設部 都市政策課 (担当者名:大塚) 電話 : 054-643-3280 (内線:5014) 電子メール : toshiseisaku@city.fujieda.lg.jp
-----	--

意見の反映状況の一覧

No	意見の内容	市の考え	反映結果
1	<p>第二東名から市街地に向かう途中の高田地区と清里地区に挟まれた地区は、耕作放棄地等が多く、景観を損なっている。しかし、農業振興地域となっているので、農地法に縛られて土地所有者は手の打ちようがない状況となっているため、サッカー練習場やシイタケ栽培団地など公的な動きがあれば、寄付や組合設立など様々な形が生まれてくるのではないだろうか。</p> <p>潮山からの眺望も最高で、第二東名を降りた人に、これが藤枝かと思わせる景観を見せたい。</p>	<p>耕作放棄地につきましては、景観を阻害する要因の一つといえますが、高齢化の進行や営農後継者不足などをはじめ、様々な事情に基づくものであり、国も法改正など重点施策に位置付けております。</p> <p>御指摘いただいた地区を含めて、本市としても解消と防止に向けての指導や放棄地対策事業等、県などと連携して対策に取り組んでいるところです。</p> <p>今回の御意見は、良好な景観形成に向けた施策の検討において、参考とさせていただきます。</p>	参考とする意見
2	<p>今回パブリックコメントを実施しているが、作成年月日の記載がないように思う。景観計画はいつから始まるのか？</p>	<p>パブリックコメントの結果を反映させ、平成28年10月に公表する予定です。その際、表紙に作成年月日を記載します。その後、市民の皆様への周知期間を6ヶ月間設け、平成29年4月1日から施行させる予定です。</p>	質問
3	<p>街なかの目立つ看板は景観を壊していると思うが、広告看板をどのようにしていくのか。</p>	<p>屋外広告物に関しては、景観に与える影響が大きいものと認識していますので、現在、静岡県と歩調を合わせ、静岡県屋外広告物条例に基づき規制を行っているところです。</p> <p>今後は、景観計画の53ページに記載しており、地域ごとの景観形成にあった広告物の規制ができるよう、市独自の「藤枝市屋外広告物条例」の制定に向けて検討を進めます。</p>	質問
4	<p>行為の制限に、景観形成基準が示されているが、基準としては曖昧だと思う。効果はあるのか。</p> <p>また、基準に従わない場合、強制力や罰則はあるのか。</p>	<p>今回定めた行為の制限における景観形成基準は、市内全域に対してのものであり、また、個々の事例により状況も変わるため、色彩基準以外では数値的な基準は設けませんでした。</p> <p>しかしながら、景観形成基準に基づき、景観に配慮していただくことで、将来的に景観に無配慮な建物等が失くなっていくと考えています。</p> <p>また、基準に従わない場合、条例に基づき、勧告や変更命令を出すことができますし、それにも従わない場合には景観法に罰則が設けられています。</p>	質問